

# 記入方法

(1) (記入上の注意)をご確認いただき、予期できない事由による収入の減少に該当する場合は、□に✓を記入して下さい。  
**当該月に収入が減少することがあらかじめ明らかである場合、本給付金の対象とはなりません。**

(2) 申請書の「2. 申請・受給権者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載してください。

(3) 扶養する人数(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載してください。

(4) 下表「早見表」から、(3)で記入した扶養人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、「非課税相当収入限度額:⑦」欄に記入してください。

(5) 記載例Bの場合、「年間収入見込額:⑥」欄と、「非課税相当収入限度額:⑦」欄を比較して、⑥欄の方が高くなっています。  
**裏面へお進みください。**

別紙

# 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書」と一緒に提出してください。

① 下記にチェック(☑)してください。  
 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)  
 「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

② 申請書の「2. 申請・受給権者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和4年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
					給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
<b>記載例A(収入額を基準に申請する場合)</b>									
西脇 花子	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 X月	収入合計額 A+B+C= [D] 100,000 円	100,000 円	0 円	1,200,000 円	1,378,000 円
西脇 一郎	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 X月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
<b>記載例B(所得額を基準に申請する場合)</b>									
西脇 太郎	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 △月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	120,000 円	0 円	1,440,000 円	1,378,000 円
西脇 二郎	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 △月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円	円	円	円

(記入上の注意)  
 ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)  
 ② 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。  
 ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。  
 ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の月を記入してください。  
 ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を提出してください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。  
 ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。  
 ⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください。 ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請・受給権者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

(6) 「年間収入見込額」欄の額を転記してください。

(7) 各欄に該当する控除額を記入してください。

(8) 年間所得見込額を計算してください  
※年間所得見込額 = 収入額 - (給与所得控除額: ⑧ + 事業収入等の経費: ⑨ + 公的年金等控除: ⑩)

(9) 下表「早見表」から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得限度額 ⑫
	氏名		給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩		
1							
2							
3	ニシワキ タロウ 西脇 太郎	1,440,000 円		700,000 円		740,000 円	828,000 円
4							
5							

記載例Aのように、収入額を基準にして申請を行う場合は記入不要です

収入が0円の方については、記入不要です。

(記入上の注意)

⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額 (⑥欄) の額を転記してください。

⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- ① Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ② Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ③ Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ④ Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑨ 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類を提出してください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、記入してください。

⑪ 年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。  
※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用